



国会速報

- 第154通常国会 -



編集・発行 = 部落解放同盟中央本部 tel 03-3586-7007 fax 03-3585-8966

パリ原則にもとづく独立した人権委員会を 抜本的な修正なければ、最終的決断も

独立した第三者機関が必要 最終的決断をせざるを得ない

「人権擁護法案」に反対する懇談会が4月3日午前、衆議院第1議員会館でひらかれた。これは、日本ペンクラブ、日本新聞労働組合連合が日本弁護士連合会、部落解放同盟中央本部に呼びかけ開かれたもの。

中央本部からは組坂委員長、高橋書記長が出席、組坂委員長は「人権擁護法案」が「部落解放基本法」制定を求める国民運動などの闘いで国会提出になった経過を報告するとともに、人権救済・人権委員会は必要だが、独立性の担保がなく、パリ原則をふまえないこの法案にたいして抜本的修正を求めるが、それがだめなら最終的決断をせざるを得ない、との中央本部の見解を明らかにした。

懇談会では、猪瀬直樹・日本ペンクラブ言論表現委員長が、マスコミ規制3法(個人情報保護法案、人権擁護法案、青少年有害社会環境対策基本法案)で行政がメディアをチェックしようとしている、多くの国民が法案の中身を知らないままで通していいのかどうか、と問題を提起。

畑衆・新聞労連委員長は、報道被害については自主的解決の動きを示しているが、「人権擁護法案」などはこの芽を摘んでしまうもの、と批判した。

また、村上重俊・日弁連独立人権機関に関するワーキングチーム副座長は、マスメディアは規制がけしからんというだけでなく、もっと広い視野で人権の問題を含めて法案をみてほしい、報道被害にたいしては透明性をもった市民から信頼される第三者機関でないとだめ、人権委員会はパリ原則にもとづく独立性のあるものが必要だ、と強調した。

懇談会では、この問題を浸透させるためにも、当面、シンポジウムをひらくことなどを話し合った。

独立性に重大な疑問

公的機関の人権侵害を軽視

4月11日、人権擁護法案をめぐるシンポジウム「これでいいのか?人権擁護法案 独立性に重大な疑問」が開かれた。集会にパネリストとして参加した研究者、弁護士、国会議員からは、公権力の人権侵害を軽視していること、人権救済機関の独立性に疑問があることなど、人権擁護法案の問題点を指摘する声が相次いだ。

集会では、山崎公士・新潟大学教授が、法案がメディアの人権侵害を強調し、公的機関の人権侵害を軽視していることを指摘。海渡雄一弁護士・監獄人権センター事務局長や村上重俊・日弁連ワーキンググループ副座長からは、法務省の外局として設置される人権救済機関の独立性を疑問視する指摘がなされた。

集会のお知らせ

異議あり!!人権擁護法案緊急アピール行動

日時 4月23日(火)午後1時~3時
会場 全共連ビル・4階中会議室
(千代田区平河町2-7-9)

国会でパネル展示 部落差別の実態を訴え

部落差別の実態を訴えるパネル展を国会で3月20日、25日、26日とひらき、多くの国会議員や秘書、政党関係者らが訪れた。

パネルは62枚で、歴史、教育、労働、部落差別の実態と運動など。

東・委員長

公明党・東議員(上)と鳩山・民主党代表(下)

25日には、民主党の鳩山・代表が、26日には公明党同和对策等・人権問題委員会

鳩山由紀夫・
民主党代表

の東・委員長、民主党の菅・幹事長などが訪れ、一枚一枚、時間をかけ、足を止めながら見入った。

日弁連・法案の見直し求める決議 独立性を確保し、実効性のある人権委員会を

3月15日、日本弁護士会連合会理事会は、人権擁護法案に関して、「すべての出発点になる独立性が確保されるよう、仕組みを改めた上、出直すべき」とする決議をおこなった。以下に全文を掲載する。

人権擁護法案に対する日弁連理事会決議

政府が3月8日国会に提出した人権擁護法案に対し、日本弁護士連合会は以下のとおり意見を表明する。

1 日本弁護士連合会はかねて、政府から独立し、独自の調査権限を有する実効的な国内人権救済機関の設置を求めてきた。しかし、今回政府が提出した人権擁護法案は、新たな人権機関の設置を目的と

するものではあるが、人権委員会は独立行政委員会とされるものの、法務省の外局とされ、法務大臣が所管するうえ、必要十分な和の専任職員を置かず、その事務を地方法務局長に委任する点において、致命的な欠陥を有する。これでは過去に人権侵害を繰り返してきた入国管理局、刑務所及び拘置所、あるいはそれに係わる国賠訴訟の代理を務める訴務部を所管する法務省の強い影響下におかれ、中央にわずかな数の人権委員を置いたとしても、あるべき人権擁護活動が全国で実効的に展開されるとは到底考えられない。

日本政府は、1998年(平成10年)11月、国際人権(自由権)規約委員会から「警察や入管職員による虐待を調査し、救済のため活動できる法務省などから独立した機関を遅滞なく設置する」よう勧告された。今回の法案による人権委員会は、この勧告に明白に違反している。

2 また、労働分野での女性差別や退職強要・いじめ等の人権侵害については厚生労働省の紛争解決機関に委ねてしまい、特別人権侵害調査などの権限は厚生労働大臣(船員は国土交通大臣)にあるものとされ、この分野における救済機関の独立性は全く考慮されていない。今ある都道府県労働局長による指導・助言や紛争調整委員会によるあっせん・調停は、人権侵害被害者の視点に立っておらず、実効ある役割を果たしていないとの批判があり、労働分野を人権委員会から切り離す理由はない。

3 独立性の保障されていない人権委員会が、メディアに対し調査を行い、取材行為の停止等を勧告する権限を有することは、民主主義社会において不可欠である市民の知る権利を侵害するおそれが強く、極めて問題である。

法案は、すべての出発点になる独立性が確保されるよう、仕組みを改めた上、出直すべきである。

2002年3月15日
日本弁護士会連合会